

地方税共通納税システムに関するQ&A

2019年4月1日更新

番号	質問内容	回答欄
1	地方税共通納税システムとはなんですか。	全ての都道府県、市区町村へ、自宅や職場のパソコンから電子納税ができる仕組みです。
2	納税できる税金の種類はなんですか。	取扱いできる税金の種類は、①法人都道府県民税、②法人事業税、③地方法人特別税、④法人市町村民税、⑤事業所税、⑥個人住民税（特別徴収分、退職所得分）です。 また、上記の税金であれば、本税以外の延滞金、各種加算金、督促手数料の支払いができます。
3	全ての地方公共団体が対応していますか。	2019年10月1日から全ての地方公共団体が対応します。
4	全ての金融機関が対応していますか。	各銀行や信用金庫、信用組合など、多くの金融機関で利用いただけます。（地方公共団体が指定している金融機関に限りません。） 対応している金融機関は、2019年4月下旬以降、eLTAXホームページで公開する予定です。
5	クレジットカード納付やコンビニ納付に対応していますか。	2019年10月当初は、インターネットバンキングとダイレクト方式のみとなります。クレジットカード納付やコンビニ納付については、今後検討していきます。
6	今後、固定資産税や自動車税など、取扱税目が増える可能性はありますか。	対応税目の追加については、今後検討していきます。
7	納税者側の手数料はいくらですか。	納税者側の手数料の負担はありません。
8	電子納税はいつから使えますか。（何日から払えますか）	地方税共通納税システムを利用した電子納税は、2019年10月1日以降、利用いただくことができます。 また、申告した情報に基づいて納税する場合は、申告書の提出操作から一連の操作により電子納税ができます。 なお、ダイレクト方式の場合はあらかじめ口座登録が必要となりますのでご注意ください。
9	利用できる時間は何時から何時までですか。	平日の8時30分から24時までご利用できます。 別途、毎月最終土日や繁忙期（1月や5月など）は、8時30分から24時までご利用いただけます。
10	複数の地方公共団体の税金をまとめて納付することができますか。	同一税目、同一申告区分で、同じ事業年度単位（個人住民税（特別徴収分）は、同一支払年度、かつ同一月単位）については、複数の地方公共団体の税金をまとめて支払うことができます。

地方税共通納税システムに関するQ&A

2019年4月1日更新

番号	質問内容	回答欄
11	共通納税と既存の電子納税の違いはなんですか。	既存の電子納税は一部の団体のみが対応しており、それぞれに電子納税する必要がありました。共通納税システムは①全地方公共団体へ電子納付が可能、②複数の地方公共団体への一括納付が可能、③ダイレクト納付が可能、④地方公共団体が指定する金融機関以外からも納付が可能となったこと、以上4点が大きな違いとなります。
12	e-Tax分と一緒に払えますか。	e-Tax（国税）分とeLTAX（地方税）分については、一度の操作による支払いはできません。国税分は、e-Taxにログインの上、お支払いをお願いいたします。
13	地方税共通納税システムで納税するメリットは何ですか。	①金融機関窓口等へ赴く必要がないこと、②申告から納税まで一連の手順で行えること、③複数の地方公共団体へ一括納付できること、④地方公共団体が指定する金融機関以外の金融機関からも納付できること等です。
14	二重に支払った場合、地方税共通納税システムの中で還付手続きはできますか。	共通納税システムにより還付手続きはできません。納税先の地方公共団体へお問合せください。
15	代理人は支払いできますか。	あらかじめ納税代理権限の承認と、事前口座登録をすることにより、ダイレクト方式を利用して代理人が納税することができます。
16	領収書は発行されますか。	地方税共通納税システムで納税した場合、領収書は発行されませんが、納付済の確認メッセージや納付履歴が画面上で確認できます。
17	延滞金、督促手数料も払えますか。	本税と同様に延滞金、督促手数料も支払うことができます。なお、納めるべき延滞金額等がわからない場合は納税先の地方公共団体にご確認ください。
18	地方税共通納税システムの画面などの情報は提示されますか。時期はいつ頃の予定ですか。	地方税共通納税システムに対応したPCdeskの操作マニュアルは2019年8月に公開する予定です。